

2012年9月議会 意見書案に対する討論

2012年 9月 24日

塚本 正弘

私は、日本共産党天津市会議員団を代表いたしまして、ただいま提案されております意見書（案）のうち、

[意見書（案）第19号](#) 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書、

[意見書（案）第20号](#) 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書、

[意見書（案）第26号](#) 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書、

以上、3件に対する反対討論を行います。

まず、意見書案第19号についてであります。尖閣諸島は、1895年に無主の地として日本が領土編入を宣言した島であり、日本が日清戦争などで割譲を要求した台湾の澎湖列島などとは全く異なり、国際法上も正当な日本の領土であることは明らかであります。中国は、1970年代になって自国の領土だと主張し始めてきましたが、これには道理はありません。

しかし、同時に1972年の日中国交回復のときも、また1978年の日中友好条約締結の際にも、領土問題は棚上げにすると提案に日本政府が合意をしてきたいきさつがございます。また、領土問題は存在しないという言い方で、日本の領有権の正当について道理を尽くした主張を行ってまいりませんでした。

今必要なことは、日中双方が領土問題での緊張を高める行為を自制し、冷静に話し合いをする場をつくることでもあります。

中国に対して必要な抗議を行うことは当然のことではありますが、本意見書が主張しているように、領土、領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備、人員の手当て等の拡充を急ぐことや、南西諸島防衛を強化する施策を実行することなどの対応は、軍事的緊張を高め、力対力の応酬へとエスカレートする危険があるものであり、問題解決の障害をつくり出すものであります。よって、この意見書に反対をするものであります。

意見書案第20号についてですが、日本共産党は、日本の竹島についてもわが国の正当な領土だと考えておりますが、日本が領有を宣言した1905年当時は、日本が武力を背景に朝鮮を植民地にしていく途上の出来事であり、朝鮮の外交権が奪われている中での領土編入であったことから、歴史的な事実の検証などを含めて、双方でよく話し合いを行う必要があると考えています。

今回の李明博大統領の竹島への上陸は、両国間の緊張を高める行動であり、現行憲法のもとでの政治的権能を持たない天皇に対する謝罪要求などは、全くの的外れだと考えるものであります。

しかし、一方で従軍慰安婦問題等について、意見書案では1965年のいわゆる日韓条約において既に解決済みという見解を示しています。しかし、1991年8月27日参議院予算委員会において、政府は「いわゆる日韓請求権協定におきまして、両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございますと、その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅をさせたというものではございません」として、個人の補償請求権を公式に認める発言を行っております。

また、従軍慰安婦問題というのは、明らかに人道に対する罪であり、日本政府は正面から向き合っ
て、これを解決するために努力する必要があるものであります。

1993年に、いわゆる河野談話で謝罪が行われたにもかかわらず、なお安倍元首相をはじめ、橋下
大阪市長などのように、近年に至っても日本の政治家が、従軍慰安婦問題に関する日本の責任を否
定する見解を繰り返し、国際社会から反省のない国と見られております。2007年のアメリカ下院で
の、いわゆる従軍慰安婦問題の謝罪要求決議が採択され、EUやオランダ、カナダやオーストラリア
でも同様の決議が行われました。日本政府が、この問題解決に取り組むことは、国際的な要請でもあ
るのです。

今、竹島問題も含めて、植民地支配への真摯な反省に立った対韓国外交を進め、話し合いのテーブ
ルをつくっていくことが必要であります。

よって、このような協議の場づくりに障害となり、双方対立をエスカレートさせるおそれのある、
対韓国外交総合的な見直しを求めるとする本意見書に反対するものであります。

意見書案第26号についてですが、消費税は大企業などが全く負担することのない、中小業者や国民
に過大な負担をさせる逆進性の強い税金であります。

消費税増税法が国会を通過した後も、国民の過半数が依然として増税に反対しているのは、暮ら
しや営業が壊されるというだけでなく、地域経済や景気そのものをさらに悪化させるからでありま
す。

消費税が10%に増税されれば、年収300万円未満の世帯での負担は、平均で17万8,454円、現在
と比べて8万9,227円の負担増となり、年収1,000万円以上の世帯では46万9,649円、現行と比べ
て23万4,825円の負担増。消費税の負担率で比べますと、年収300万円未満では7.6%、1,000万
円以上では3.3%となり、その差は4.3%、現状の2.1%の格差から2倍以上へと広がることになり
ます。

本意見書案が指摘をしているように、高額所得者から低所得者への富の移転を促す税制の再分配
機能を強化する必要があると言うのであれば、そもそもこの2014年度からの消費税増税を撤回する
べきです。

法人税の税収は、相次ぐ減税や景気後退により、1990年の19兆円をピークとして年々下がり続
け、2009年度では5.2兆円となっております。また、所得税の最高税率は1990年、国と地方合わせ
て85%だったものが、2009年には50%にまで下がっています。株式の配当利益や売買益に対する課
税は、私たちの預貯金にかかる税金が20%であるのに対して、わずか10%の特例の源泉分離課税と
なっております。

社会保障や財政再建への財源について論じるのであれば、消費税増税に頼るのではなく、引き過
ぎた法人税や富裕層への減税を改めることこそ必要です。よって、消費税増税を前提とする本意見
書案に反対をするものであります。